

## 社会教育関係団体に関する課題と解決の方針（案2）

No.	課題	答申の方針（案）	期待される効果	デメリット
1	社会教育関係団体として生涯学習活動をする団体と、NPO的に市民活動をする団体とを線引きして取り扱うことが困難になってきている。 また、少人数で自主活動する団体に対しては何の支援もされていない。	生涯学習活動と市民活動を区別して考える必要が乏しいため、同じ取り扱いをする方向で調整。 また、人数要件は5名以上、市民要件は過半数以上と要件を緩和。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習及び市民活動等の振興</li> <li>市民協働の推進</li> <li>マイノリティグループの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設予約競争の過熱</li> </ul>
2	予約開始時期に異なる取り扱いをしているため登録団体でない実質的に施設予約を行うことができないことが、不正登録横行の一因となっている。	予約開始時期は同時期とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正登録の減少</li> <li>非登録団体の活動活性化</li> <li>施設稼働率の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設予約競争の過熱</li> <li>文化センター自主グループの定期的活動が困難に</li> </ul>
3	登録社会教育関係団体には施設の無料利用枠があるがゆえに、不正登録が横行し、活動場所の予約のしづらさにつながってしまっている。	登録要件を緩和する代わりに、 ①無料利用枠を廃止。 （福祉団体には一定の配慮） ②登録団体の施設使用料は減額する。 ③不正登録団体は1年間登録抹消と明記	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正登録の減少</li> <li>施設使用料収入の増加</li> <li>施設稼働率の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則有料化による市民の負担増</li> </ul>
4	営利事業であるか否かの判断基準がないことから、社会教育関係団体が公民館において参加費を徴収する活動が行いにくい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>営利性の有無についての判断基準を定め、団体が会費以外の収入を得て活動を行うことができるよう取扱いを緩和。</li> <li>不特定多数を対象とする事業での利用を解禁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習及び市民活動等の振興</li> <li>団体の活動環境の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特段なし。</li> <li>ただし物品販売の場合は、教委の許可が条例上必要となる。</li> </ul>

## 論点の整理

※ 今までの議論の論点を整理すると、次表のとおりとなります。

答申案の詳細や、変更に伴う弊害の緩和策の検討などは、28年度に立ち上げる小委員会（起草委員会のようなもの）において議論し、改めて、審議会において提示する流れになりますので、本日は、審議会として、次の論点について方向性をまとめてください。

No.	論点	今まで審議における意見	審議会としての結論（案）
1	団体の登録要件を緩和すべきか	全般に緩和してよいのではという論調	緩和する。
2	営利性のない団体の収益事業等を認めるべきか	認めるべきという意見複数	認める。
3	不特定多数を対象とした利用を認めるべきか	認めるべきという意見複数	認める。
4	不正登録・不正利用の排除のための手段として有料化を認めるべきか	全般にやむを得ないのではないかと論調	手段としては容認 区分や程度は保留
5	支援されるべき団体を地域社会に貢献しているなどの団体に再定義すべきか	社会教育に貢献している団体に限定すべき 地域貢献活動をして成果が把握できる団体に限定すべきなどの意見あり。	意見を踏まえ、再定義する。